

(1) 認知症高齢者への支援について  
(認知症基本法を踏まえた取組み)

ア 高齢者にやさしい地域づくり

(ア) 認知症のひとり歩きによる行方不明への  
取組み



# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

## 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

## 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

## 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】  
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
  - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
    - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
    - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
  - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
    - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
    - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
  - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】  
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
  - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
    - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
    - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
    - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
  - ⑥【相談体制の整備等】
    - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
    - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
  - ⑦【研究等の推進等】
    - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
    - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
  - ⑧【認知症の予防等】
    - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
    - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

# 認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

## 前文 / I 認知症施策推進基本計画について / II 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
  - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。  
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

## III 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

## IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

## V 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

# 長崎市におけるひとり歩き等による行方不明者の状況

地域包括支援センター及び総合事務所地域福祉課からの報告による実績

	SOS 登録者数	SOSメールによ る発信件数	包括と市に 連絡があった 徘徊等による 行方不明者	内訳		
				保護	死亡	未発見
令和元年度	339人	15件	124件	120件	4件	0件
令和2年度	345人	15件	123件	121件	1件	1件
令和3年度	362人	7件	139件	138件	1件	1件
令和4年度	353人	6件	141件	141件	0件	0件
令和5年度	388人	11件	161件	158件	2件	1件
令和6年 12月末	447人	7件	116件	114件	1件	1件

# 認知症のひとり歩きにより行方不明になったら

R5.12 長崎市

早く発見・保護するために大切なことは速やかに検索を開始することです。ためらわず、①と②に連絡してください。

警察による検索

<p>✓ 欄</p>	<p>◎警察への検索依頼</p> <p>行方不明者の特定につながる情報を警察に伝えてください。</p> <p>（ 氏名、生年月日、身長、体型、髪型、髪色、自分の名前や住所が言える・言えない その他の特徴(例:メガネ、ほくろ、腰が曲がっている、小刻みに歩く 等) 行方不明になった時の状況(場所、時間、服装 等)、よく行く場所、所持金 他 ※ 行方不明者の容姿が分かる写真等の提供もお願いします。 ）</p> <p>ご家族の意向により、「安心メール・キャッチくん」で行方不明者情報を配信します。</p>	<p>① まずは、110番へ 連絡してください</p> <p>長崎県警察本部 人身安全・少年課</p>
------------	--	---

## 連絡・情報共有

長崎市による検索への各種支援

<p>✓ 欄</p>	<p>○長崎市防災行政無線による放送</p> <p>警察署からの依頼により、状況に応じて長崎市防災行政無線を活用し行方不明者の情報を放送します。 また、防災行政無線の放送に連動して、次のとおり放送内容の情報が配信されます。 ・長崎市ホームページ・NBC テレビデータ放送・長崎市公式LINE・防災危機管理室公式Facebook、X(旧Twitter)</p>
------------	---



<p>✓ 欄</p>	<p>○長崎市内の介護事業所等への情報配信</p> <p>市内の協力介護事業所や地域包括支援センターに、検索依頼情報(行方不明者の顔写真付)をメールで一斉送信し、可能な範囲で検索に協力を求めます。「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」(原則、開庁時間内の対応)</p> <p>○長崎県を介した広域への検索協力(長崎市から長崎県に依頼)</p> <p>検索が難航する場合には長崎県を介しての広域への検索協力(県内、九州・山口県、全都道府県から選択)や県ホームページへの検索情報の掲載が依頼できます。</p> <p>○その他の検索方法に関する情報提供</p> <p><input type="checkbox"/> みまもりあいアプリ ご家族等のスマホから専用アプリを活用して、アプリ登録者に行方不明者の情報を配信し、行方不明者の顔写真付き(選択可)で検索協力を求めます。発見・保護されると協力のお礼と共に検索情報は自動消去されます。アプリの情報配信操作が難しい場合は、お手伝いします。</p> <p><input type="checkbox"/> 周辺自治会の紹介 (ご家族が自治会と連絡を取りたい場合に情報提供できます)</p> <div style="text-align: right;">    <p>【アプリダウンロード】 iPhone      アンドロイド</p> </div>
------------	--

## ② あじさいコール

095-822-8888

⇒ お住いの総合事務所  
地域福祉課につながります

または

お近くの  
地域包括支援センター

へ 連絡してください

※ ご家族の検索に係る手続き等の負担を軽減できるよう、庁内の関係所管課及び地域包括支援センターで検索情報を共有し対応します。